国民体育大会参加者傷害補償制度のあらまし

（１）補償対象者および傷害補償金・共済見舞金

①補償対象者

●選手及び監督

国民体育大会本大会において実施される正式競技種目及び公開競技種目のブロック大会、または本大会における競技に参加する選手及び監督をいう。ただし、高校野球種目参加選手及び監督については、本大会における競技に参加する選手及び監督のみを対象とする。

●選手団本部役員

ブロック大会及び本大会において編成される都道府県選手団本部役員をいい、顧問を含むものとする。

●視察員

ブロック大会及び本大会において編成され、各都道府県の視察員名簿に記載される者をいう。

●その他選手団役員

ブロック大会及び本大会において編成され、選手団本部役員以外に各都道府県の選手団名簿に記載される者をいう。

②傷害補償金・共済見舞金

傷害補償金	死亡・後遺障害補償金		３，０００万円	
	入院補償金（1 日につき）		３，６００円	180 日限度
	通院補償金（1 日につき）		２，４００円	90 日限度
共済見舞金	疾病・傷害による死亡・後遺障害		２００万円	
	熱中症見舞金	熱中症による入院	３，６００円	180 日限度
		熱中症による通院	２，４００円	90 日限度

（２）補償期間

①ブロック大会参加中

本会及び当該ブロック大会開催都道府県体育協会が主催する「国民体育大会ブロック大会」に参加するために自宅を出発してから自宅に帰るまでの間。ただし、各ブロック大会開会式、ブロック大会公式練習または各競技開始日のいずれか早い日の２日前から大会終了日の翌日までの間に限る。

②本大会参加中

本会が主催する「国民体育大会（本大会）」に参加するために自宅を出発してから自宅に帰るまでの間。ただし、各本大会開会式または本大会公式練習のいずれか早い日の２日前から大会終了日の翌日までの間に限る。

③その他

各都道府県体育協会または各都道府県競技団体が主催または共催する、結団式または解団式に参加するために自宅を出発してから自宅に帰るまでの間。

※１　「国民体育大会活動」には、「ブロック大会・本大会に向けての強化練習または強化合宿」は含みません。

※２　本制度からの傷害補償金・共済見舞金は、生命保険、労災保険、健康保険、その他の傷害保険からの保険金や加害者からの賠償金などとは関係なく重複して支払われます。